

事業主の皆様へ

東日本大震災の復興事業等に従事したことによる 定時決定における特例措置（特例保険者算定）

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の復興事業等に従事したため、報酬が一時的に変動（増加した後に減少）した場合の新たな特例措置が、平成23年7月28日に示されました。

対象者となる被保険者がいる場合には、再度、算定基礎届等のお手続きをお願いします。

1. 特例保険者算定の概要

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の影響により4月～6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、以下のイ)とロ)の間に2等級以上の差が生じ、8月までに減少した場合には、以下のロ)の方法で算定することができるようになりました。

- イ) 平成23年4月～6月3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額
- ロ) 平成22年7月～平成23年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

2. 特例保険者算定の要件

- ①上記1. のイ) とロ) の間に2等級以上の差が生じていること
- ②この差が東日本大震災の復興事業等に従事したため一時的に増加したことにより生じていること(いずれも報酬の支払の基礎となった日数が17日未満の月を除きます。)
- ③さらに平成23年8月までに給与支払額が、従前の支払額の水準(※)まで減少していること

※「従前の支払額の水準」とは、残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

なお、この特例保険者算定については、業種や職種、事業所の所在地を問わず、東日本大震災の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動した場合が対象となります。ただし、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先するため、この特例保険者算定を行うことはできません。

3. 特例保険者算定の手続き

- ①対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。
- ②すでに定時決定されている被保険者の中に対象者がいる場合には、算定基礎届等の再提出が必要となります。
- ③届出にあたっては、次の資料を必ず添付してください。
 - ・[\(様式1\)「年間報酬の平均で算定することの申立書」記載例](#)
 - ・[\(様式2\)「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」](#)
 - ・報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳

4. 提出先

事業所の所在地を管轄する年金事務所

5. 提出方法

窓口持参、郵送、電子申請